

# 令和6年御嵩町教育委員会 第2回 定例会会議録

1. 開催日時 令和6年1月30日(火) 午前11時25分より

2. 出席者 教 育 長 奥村 恒也  
教育長職務代理者 田中 妙子  
委 員 山口 健  
委 員 中瓦 智子  
委 員 中島 康貴  
(事務局)  
教育参事兼学校教育課長 筒井 幹次  
生涯学習課長 日比野克彦  
学校教育指導主事 尾崎 淳  
学校教育係長 玉川 勇気

## 3. 会議録

### 【開会】

教育長 ただいまから、令和6年第2回教育委員会定例会を開催します。よろしくお願ひいたします。

### 【開会宣告】

教育長 日程第1 会期の決定について  
会議時間は本日令和6年1月30日火曜日の1日とし、ただいまの時刻11時25分からといたします。よろしくお願ひいたします。

### 【前回会議録の承認】

教育長 日程第2 前回会議録の承認について  
お手元に、前回令和6年御嵩町教育委員会第1回定例会の会議録を配布しております。こちらにつきまして、内容のご承認をいただけますでしょうか。承認いただける方の挙手をお願いします。

(委員挙手)

ありがとうございます。令和6年御嵩町教育委員会第1回定例会会議録は承認されました。

【議案の審議及び採決】

- 教育長 日程第3 議案の審議及び採決について  
本日は議案が2件です。  
まず、議案第1号 御嵩町外国語指導助手任用規則を廃止する規則の  
制定について、事務局の説明を求めます。
- 学校教育係  
長 はい。お願いいたします。  
議案第1号 御嵩町立外国語指導助手任用規則を廃止する規則につ  
きまして説明させていただきます。議案は1ページ、議案資料も1ペ  
ージです。  
外国語指導助手、いわゆるALTの方ですが、御嵩町においてALT  
を雇用する際の勤務条件等を定めているものです。これは、御嵩町が直  
接雇用をする場合のルールを定めていますが、現在ALTは民間企業か  
らの派遣を受けており、ALTを派遣元が雇用している形になっていま  
す。町で雇用することなく、派遣契約等において別のルールが作られて  
いる形となっていますので、本規則を廃止するものです。  
議案資料2ページから9ページまでが現行の任用規則となりますので、  
ご一読お願いいたします。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
  
<質疑なし>  
  
それではこれより採決を行います。議案第1号 御嵩町立外国語指導  
助手任用規則を廃止する規則の制定について 賛成の委員の挙手を求  
めます。  
  
<全委員挙手>  
  
挙手全員のため、議案第1号 御嵩町立外国語指導助手任用規則を廃  
止する規則の制定について、承認されました。  
  
引き続き、議案第2号 御嵩町外国語教育指導員の設置等に関する規  
則を廃止する規則の制定について、事務局より説明を求めます。
- 学校教育係  
長 はい。それでは議案第2号 御嵩町外国語教育指導員の設置等に関す  
る規則を廃止する規則の制定について説明をさせていただきます。議案

書は2ページ、議案資料は10ページになります。

本規則については、外国語指導助手、ALTを派遣で行うこととした際に、ALTと教職員等を繋ぐ役割として、教育委員会において外国語教育指導員を任用し、それに関する職務内容等について規定をしているものです。ALTの派遣から8年あまりが経過しており、外国語教育指導員の支援を介することなく、学校とのやりとりが円滑にできてきていることから、本業務は学校教育課の業務の一つとして行うこととし、外国語教育指導員の設置としては廃止をしていきたいということから、本議案を提出させていただくものです。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

教育長

これより質疑を行います。質疑がありましたらお願いします。

<質疑なし>

では、これより採決を行います。議案第2号 御嵩町外国語教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則の制定について 賛成の委員の挙手を求めます。

<全委員挙手>

挙手全員のため、議案第23号 議案第2号 御嵩町外国語教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則の制定については承認されました。

ありがとうございました。

#### 【教育長の報告】

教育長

日程第4 教育長の報告

逮捕事案も含め、先ほど校長会にて説明をさせていただいた内容に代えさせていただきます。

#### 【その他】

教育長

日程第5 その他 諸般の報告です。

委員の皆さま方からの諸般の報告はよろしいでしょうか。

<報告なし>

では、各課からの報告事項 学校教育課からお願いいたします。

教育参事兼  
学校教育課長  
教育長

特にありません。

では、生涯学習課から、何かありましたらお願いいたします。

生涯学習課  
長  
教育長

特にありません。

ありがとうございます。最後にその他、もしありましたらお願いいたします。

山口委員

向陽中学校の件で向陽中学校から報告をいただいて、当然学校の方でもそういったことはないかということが懸念される。それについては、安全性は確保されていることで良いでしょうか。

教育長

安全性というのは。

田中委員

カメラが実際になかったかの確認をされたかというところですね。

山口委員

はい。

教育長

月曜日の朝、子どもたちが登校する前に点検をしました。教育委員会からも女性職員が改めて女性目線で校内をすべて点検し、そのような事実はなかったということで、そこは登校する前に確認をしました。

また、教育事務所や警察の方にもそのような報告はしてあります。

山口委員

今はちょうど事件が起きてすぐですので、研修などは効果があると思いますが、だんだん時間が経つにつれて薄れてくる。これに限らずすべてのことがそうだと思います。これから時間が経ったときに、定期的に行っているでしょうけど、研修することは大事だと思ったのと、どういった研修をしていращやるのかというのを機会があったら教えていただきたいと思うので、今後そういう機会を設けていただければと思います。

田中委員

すみません私からも。

57歳まで教職を続けていらしたということは、普段は学校の先生と

してしっかり振舞っていたのだろうと想像しますが、今回の話はショックでした。普段はどういった方だったのかというのはちょっと聞いてみたい。

教育長 校長のコメントにもありましたが、普段から真面目に学校の業務に取り組んでいた、授業についても子どもたちの興味関心を惹くような授業を工夫しながら実施していたということで、普段の勤務状況から何かしら疑うというような姿は感じなかったということです。なかなかその当たりのことは難しいと思います。

田中委員 わかりました。難しいね。

中島委員 懲罰委員会で今回の方の処分が決まってくるということですが、そこでどれだけ厳しい態度を示せるかというのが今残されている先生に対しての責任だと思います。昨今の政治家の報道を見ていると結構自分たちのことに甘いように感じていて、これからの先生たちをしっかりと守っていくためにもここで厳しい態度を示していくことが他の先生に対する尊厳を守っていけると思っています。

教育長 今回のことがどこまで捜査が及ぶのかというところとその内容によると思っています。現時点では設置まで、実際に被害に遭われた方というのは、建造物侵入の被害者として店主の方が被害者ということです。実際に何らかの映像があったかどうかなどのことは取り調べ、捜査中ですので、このあとどのように、最終的に起訴されるのか、何で起訴されるのか、それによってくると思います。映像等々の事実があれば、かなり重い処分になるかとは思っています。

教育に携わる者がこういったことを起こしたということについては、かなり重く取り扱われると思いますが、あくまでも県教委の懲罰委員会が処分を下しますので、こちらとしてもそれを受けて本人への処分としていくこととなります。しっかりと見極めていきたいと思っています。

中瓦委員 刑罰とは別に私たちも考えたい。刑罰としてはどういう判断をされるかというのはありますが、懲罰委員会においても教育者としてのところを一番しっかりと見ていただきたい。

教育長 道義的責任の部分ですね。

中島委員もおっしゃっていたように、他の教員に対する抑止力でもありますし、自覚を促すことにもつながりますので、厳粛に受け止めてい

きたいと思います。

ありがとうございます。その他連絡事項ありますか。

<なし>

【閉会宣告】

教育長                   では、次回の連絡をお願いします。

学校教育係           はい。次回は3月1日金曜日、今のところ午後1時を予定していますが、時間は変わる可能性がありますのでその際はお知らせします。1日の午後は変わらない見込みですので、ご予約をお願いいたします。今回は校長会は別日程で行いますので、委員の皆様は今回は教育委員会定例会のみとなります。

教育長                   ありがとうございました。では、次回もよろしくお願ひいたします。ただいまをもちまして、令和6年御嵩町教育委員会第2回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午前11時48分 閉会